

# 土地家屋調査士が 不動産に関するご相談に お応えします！

- ✓ 畑や山林などを宅地にしたい
- ✓ 建物を取り壊したがあとの手続きがわからない
- ✓ 建物を改築・増築したが登記が必要かどうかわからない



- ✓ お隣との境界がわからない
- ✓ 自分の土地の面積を知りたい
- ✓ 相続や贈与などのために土地を2つに分けたい
- ✓ 所有している土地の番地を1つの番地にまとめたい



## 第7回 《全国一斉》 不動産表示登記無料相談会

日時 2016年 **7月31日** (日) 午前**10時**～午後**5時**

場所 **群馬土地家屋調査士会館**  
前橋市大友町1丁目6番地6

お問い合わせ ☎**027-253-2880**  
主催: 群馬土地家屋調査士会 境界問題相談センターぐんま

開催日時・場所など、詳しい情報はWebでご確認ください。

土地家屋調査士 無料相談会

検索

境界  
紛争  
ゼロ  
宣言

広報キャラクター「地識くん」  
7月31日は  
土地家屋調査士の日です

